

新型コロナウイルス感染症に伴う 企業主導型保育施設への助成等について

新型コロナウイルス感染症に伴う企業主導型保育事業の運営等については、過去の通知でもお伝えしておりますが、改めて助成基準、助成方法及び協会への報告方法についてお知らせいたしますので、ご確認をお願い致します。

助成方法について

現在、企業主導型保育事業における「新型コロナウイルス感染症」に関する助成は、以下の2つの方法で行っております。

①利用者負担額減免臨時給付費（2～4ページ参照）

新型コロナウイルス感染症の感染者が出たことに伴い、施設の臨時休園等を行い、事業実施者において利用料減免を行った場合に、利用料の減額分について、臨時的な措置として助成しています。本措置は「令和2年4月から令和2年6月」と「令和2年7月から令和4年11月」で支援対象の要件が変わっておりますので、必ずご確認ください。

利用者負担額減免臨時給付費は「減免臨時給付費試算シート」にて試算が可能です。「減免臨時給付費試算シート」は「企業主導型保育事業ポータル」に掲載しています（申請の際に添付は不要です）。
https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/download_yoshiki#uneihi

②運営費・施設利用給付費の助成（5～6ページ参照）

預かり児童や職員が新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより臨時休園を行った場合、その期間においても保育が実施されているものとして、運営費・施設利用給付費を助成しています。

旧基準：令和2年4月～令和2年6月分

新基準：令和2年7月～令和4年11月分

利用者負担額減免臨時給付費について

新型コロナウイルス感染症に伴う企業主導型保育施設への助成①

この助成は内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」（令和2年5月12日）により、令和2年4月より実施されました。『企業主導型保育事業費補助金実施要綱』の改正により、令和4年9月までの実施としていましたが『令和4年10月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料減免に係る支援について』により、令和4年11月まで延長されました。

【令和2年4月から令和2年6月までの対応（旧基準）】

- 1, 職員または児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、施設が臨時休園・登園自粛要請を実施し、欠席した児童の利用料の減額を行った場合
- 2, 職員または児童が濃厚接触者となったことにより、施設が臨時休園・登園自粛要請を実施し、欠席した児童の利用料の減額を行った場合
- 3, 新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から、密を避けるために、施設が臨時休園・登園自粛要請を実施し、欠席した児童の利用料の減額を行った場合

《対象外》

施設が臨時休園・登園自粛要請を行っておらず、保護者が自主的に登園自粛を行っている場合は対象外です。



【令和2年7月から令和4年11月までの対応（新基準）】

- 1, 職員または児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、施設が臨時休園・登園自粛要請^{※1}を実施し、欠席した児童の利用料の減額を行った場合
- 2, 職員または児童が濃厚接触者となった^{※2}ことにより、施設が臨時休園・登園自粛要請^{※1}を実施し欠席した児童の保育料の減額を行った場合

※1 登園自粛要請は「個人」に対して行うことも可能です。

※2 以下を含みます。（令和3年9月1日適用）

- ①職員または児童が体調不良により医療機関を受診し、医療従事者からの指示によりPCR検査等を受け、その結果が出るまでの間
- ②職員または児童は感染者・濃厚接触者と判定されていないものの、その同居家族等が感染者または濃厚接触者となり、職員または児童が保健所又は医療機関から自宅待機の指示を受けた場合

《対象外》

感染防止対策と社会経済活動の両立を目指す局面に入っていることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から臨時休園・登園自粛要請を実施した結果、児童が欠席した場合、利用者負担額減免臨時給付費の対象外です。
また、施設が臨時休園・登園自粛要請を行っていないにもかかわらず、保護者が自主的に登園自粛を行った場合は対象外です。

①企業主導型保育施設はコロナ禍においても『原則開所』であることに変わりはありません。ただし、保健所・地方自治体から休園・登園自粛等の指示を受けて上記に該当する休園・登園自粛を実施している場合は、上記給付費の対象となります※2。保健所・地方自治体の指示無く、理由なく休園し続ける等の場合は上記給付の対象外です。

②保健所・地方自治体が濃厚接触者の特定を行う代わりに、保健所・地方自治体が「濃厚接触者の判定基準」を示し、その判定結果に応じて休園や登園自粛などの対応を求めるようなケースについては、助成対象となる場合があります。

③全国一律の対応としているため、地方自治体独自の緊急事態宣言が発令されている場合等であっても、《対象外》の基準は変わりませんのでご注意ください。

④対象期間・対象範囲については、今後の感染状況や医薬品の開発・普及状況等に応じて変更することがあります。

よくあるご質問（FAQ）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について

利用者負担額減免臨時給付費の算出にあたって、「欠席日」はどのように考えれば良いですか？

施設を通常どおり開所した場合の開所日数のうち、臨時休園や登園自粛により施設を利用できなかった日数を利用料減免を算出する際の「欠席日」として取扱います。「対象児童の契約上の利用日数や実際の欠席日」を計上するものではありませんので、「定型的な利用のない児童」の利用の場合などはご注意ください。また、土曜日、日曜日、祝日など、施設の通常の休園日にあたる日は「欠席日」には含みません。

（例） 5月1日～5月15日は通常通り施設を開所し、5月16日～5月31日は臨時休園を行った場合、施設を利用できなかった5月16日～31日の日数（16日）から、施設の通常の休園日（例えば日曜日）を除いた日数が「欠席日」となります。

どのように申請したら良いですか？

申請方法は、月次報告（または月次報告再申請）にて行います。

実際の入金はいつになりますか？

月次報告として申請していただくので、承認後の入金となります。

（月次報告再申請で申請される場合は、同月の月次報告の承認後に月次報告再申請が可能です）

（例）8月分の場合

- ① 9月1～10日に月次報告を申請
- ② 10月末に承認→入金

既に保育料を利用者から徴収している場合は助成の対象にはなりませんか？

対象月の保育料の減免額を、利用者に返還する場合は助成の対象です。減免額は「減免臨時給付費試算シート」にて試算が可能です。「減免臨時給付費試算シート」は「企業主導型保育事業ポータル」に掲載しています（申請の際に添付は不要です）。 https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/download_yoshiki#uneihi

既に自治体から保育料の減免に係る補助を受けていますが、併給は可能ですか？

併給は出来ません。施設ごとに自治体からの助成と企業主導型保育事業の助成のどちらを受けるのかご判断ください。

本施策については、強制されるものではないということで良いですか？

利用者との契約上、利用者に対して保育料の返金は行わないことになっています。申請は不要ですか？

施設の利用料は事業実施者と利用者との私的契約により決定される仕組みであることなどから、一律に利用料の減免の実施を求めるものではありませんが、当該助成は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置であり、平時と異なる状況に対応するために実施するものとなりますので、契約を変更するなど柔軟にご対応いただき、利用者の負担軽減となるよう本施策の積極的なご活用をお願いします。

保育料としての支援であるため、通常の保育料同様、本部への繰り入れは可能ですか？

助成金という位置付けであるため、運営費等と同様、本部繰り入れは出来ません。

日割り計算を行うこととされていますが、端数処理はどのようになされますか？

運営費等と同様、10円未満切り捨てです。

「感染の防止等を図るため施設等から登園自粛を要請されたことなど」には、利用者自ら登園を自粛したケースを含みますか？

施設等からの要請を要件としており、自主的にお休みされた場合は助成対象に含まれません。また、令和2年7月から令和4年11月に関しては、「職員または児童が新型コロナウイルス感染症に感染、または濃厚接触者となったことにより、臨時休園・登園自粛要請を実施し、欠席した場合」に限られます。

3歳以上児でも、施設利用給付費によって利用料が無償化されていない児童は、本施策の対象になるのですか？

施設利用給付費は、従業員枠であれば全ての児童が対象ですが、地域枠を利用する児童は、子ども・子育て支援法第20条に定める保育認定を受けていることが要件となっています。そのため、施設利用給付費の対象ではない3歳以上児については、本施策の対象としております。

利用料の減免に対する助成であるにもかかわらず「職員の感染等」が助成に影響する理由を教えてください

職員の陽性や、PCR検査受検による自宅待機等が発生した場合、施設の職員配置不足が生じることが想定されます。そのようなケースでは、「臨時休園」「登園自粛要請」が行われることが考えられます。このようなケースも「利用者負担額減免臨時給付費」の対象とすることを想定しているためです。
(いかなる場合でも、要綱に定められた職員配置を満たす必要があります)

「企業主導型保育事業ポータル」内の「よくある質問（FAQ）」も併せてご確認ください。
企業主導型ポータル「お問い合わせ」：<https://kigyounaihoiku.jp/contact>



運営費・施設利用給付費の助成について

新型コロナウイルス感染症に伴う企業主導型保育施設への助成③

この助成は、内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の運営費等の取扱いについて」（令和2年2月28日）により、協会通知「2019年度企業主導型保育事業運営費・施設利用給付費の年度報告及び完了報告並びに処遇改善加算の実績報告について」（令和2年3月25日）、および「企業主導型保育事業（運営費及び施設利用給付費）の諸手続き一月次報告・月次報告再申請、概算交付申請一」（令和2年6月30日）で示したことになります。

なお、通知内で「取扱いについて下記と変更になる場合には今後の通知等によりお伝えいたします。」と記載しておりますが、令和4年10月現在、引き続き以下のとおりの助成を行っております。

取り扱いが変更となる場合には協会より通知等によりお伝えいたします。

運営費等における「新型コロナウイルス感染症による児童の欠席」の対象

- ①児童が新型コロナウイルス感染症の感染者、または濃厚接触者となった場合
- ②保護者が感染拡大・感染予防のために児童を欠席させた場合
- ③施設の児童・職員が新型コロナウイルス感染症に感染したために施設を休園または登園自粛を行った結果、欠席した場合
- ④自治体の要請により休園または登園自粛を行った結果、欠席した場合
- ⑤施設が感染拡大・感染予防のために登園自粛要請を行った結果、欠席した場合

《対象外》

保護者の勤務先が「新型コロナウイルス感染症」の影響により、業務が停止・縮小等したため、「自宅待機」「解雇」「育児休業の延期」等により、児童に保育の必要性がなくなった場合

新型コロナウイルス感染症についての月次報告・月次報告再申請の対応整理表

【①児童について】

児童が感染症に罹患したために欠席した場合	通常通り「病欠」として取り扱います。そのため、左記理由のために欠席した分については「出席したもの」として取り扱います（児童表への掲載が必要です）。
児童が濃厚接触者となったために欠席した場合	
保護者が感染拡大・感染予防のために児童を欠席させた場合	左記理由のために欠席した分については「出席したもの」として取り扱います（児童表への掲載が必要です） ※「病欠」扱いではありません。
不定期利用児童が上記理由のために欠席した場合	上記理由のために欠席した日については、契約した日数を上限に「出席したもの」として取り扱います（児童表への掲載が必要です）。
幼稚園や他の保育施設等が休所したために、その施設に通う児童が企業主導型保育施設を利用した場合	他の施設を利用している児童は企業主導型保育事業の通常保育（基本単価）助成の対象外です（一時預かり事業・病児保育事業を除く）。

【②保育従事者・職員について】

職員が感染症に罹患した場合	左記理由により職員が出勤できなかった場合、まずは休んでいる職員の代替職員を同一の法人や他の法人から一時的に補充を行う等、可能な限りの取組をお願いいたします。それでもなお「保育士比率」が低下する場合等は「出勤したもの」として取り扱います（職員表への掲載が必要です）。
職員が濃厚接触者となった場合	
小学校等の休校・休園により、職員が出勤できなかった場合	左記理由により職員が出勤できなかった場合、まずは休んでいる職員が、放課後児童クラブ等のサービスを受けることが出来ないか調整を行うことや、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。それでもなお「保育士比率」が低下する場合は「出勤したもの」として取り扱います（職員表への掲載が必要です）。
保育補助者・病児保育・一時預かり・連携推進職員等、「加算分」の対象となる職員が上記の理由により出勤できなかった場合	加算分の職員についても上記同様の取扱いとします。

【③施設について】

発症に伴う休園・一部休園の場合	休所期間内においても通常の保育が実施されていたものとして助成します。対象は、休所前または休所期間中に協会に休所する旨の報告をいただいた施設に限ります。
自治体の要請により休園・一部休園した場合	
新型コロナウイルス感染症の影響で職員の不足により休園・一部休園した場合	
発症予防の観点から休園・一部休園した場合	

児童育成協会への報告方法

「新型コロナウイルス感染症による状況報告」について

現在、新型コロナウイルス感染症による休所等の報告は「企業主導型保育事業ポータル」の報告フォームよりご報告いただいております。当協会への報告が無い場合、1 ページ記載の「①利用者負担額減免臨時給付費」「②運営費・施設利用給付費の助成」の助成対象外となりますので、ご注意ください。なお、感染者が発生した場合は、協会よりご連絡させていただくことがございます。

なお、報告フォームの内容が一部変更になっております。以下のとおり、ご入力ください。

「新型コロナウイルス感染症による状況報告（報告フォーム）」のご案内

- 報告画面より「新規報告」と「追加・修正」のいずれかを選択してください。新たに報告する場合は「新規報告」から報告ください。「報告後、感染者が増加した場合」「休園期間が変更になった場合」等、報告内容に変更がある場合は「追加・修正」からご報告ください。
- 一度に報告できる人数は「児童」「職員」共に5人までとなります。新たに報告が必要な人数が6人以上となる場合は、5人目までは「新規報告」、6人目以降は13ページの内容に沿って「追加・修正」から報告をお願いします。

〈全部休園〉・〈一部休園〉・〈登園自粛〉の区分について

全部休園	通常保育（運営費基本分の対象児童）だけでなく、加算事業（一時預かり事業・病児保育事業など）も含めて全て休園する日を設ける場合を指します。
一部休園	通常の保育運営の一部を行わない期間を設ける場合を指します。例えば、「病児保育のみ休止」「一時預かり事業のみ休止」「特定クラスのみ休止」等が該当します。
登園自粛要請	児童・職員が新型コロナウイルス感染症に感染、または濃厚接触者となった場合に、施設から利用者に対して登園の自粛を呼びかけた場合を指します。全児童に要請することも可能ですが、例えば、児童1名が濃厚接触者になった場合、その個人に対して登園自粛を要請することも可能です。



感染者の報告につきましては、こちらから報告フォームにお進みください。

対象年齢
☐ 乳児 ☐ 1、2歳 ☐ 3歳
☐ 4歳以上

「再開」の報告につきましては、こちらより報告フォームにお進みください。

会社も社員も地域もうれしい

● 新型コロナウイルス感染症の状況報告

● 新型コロナウイルス感染症による臨時休園後の再開報告

● 自然災害による被害状況報告

《 1 5 ページ参照 》

新型コロナウイルス感染症による状況報告

感染症発生の報告をされていない場合は「新規報告」に、既に報告済みの内容について感染者の追加や休園期間の変更を行う場合は「追加・修正」にお進みください。

新規報告

追加・修正

【新規報告】

今回の報告が新規のご報告の場合、こちらの「新規報告」からご報告ください。

※ 1 一度の報告で「在籍児童の感染者」・「職員の感染者」それぞれ 5 人分まで報告ができますが、それ以上の人数の報告が必要な場合は、「新規報告」からの報告の後に、右の「追加・申請」から、改めて追加のご報告をお願いします。

【追加・修正】

以下の場合、「追加・修正」の報告が必要になります。

- ①「新規報告」を行った後、「新規報告」で濃厚接触者として報告した方も含め、「追加の感染者」が発生した場合
- ②「休園・登園自粛期間」に変更があった場合
- ③「担当者」や「電話番号」に変更があった場合
- ④新規報告時に「在籍児童の感染者」・「職員の感染者」が 6 人以上あった場合（※ 1 参照）

※ 2 「追加・修正」のみの報告はできません。
初回は必ず「新規報告」からお願いします。

入力方法：「新規報告」の場合

新型コロナウイルス感染症による施設の運営状況及び発症状況をご報告ください。

【児童及び職員に感染者・濃厚接触者が発生した場合】

自治体・保健所へのご報告も併せてお願いします。必要に応じて、当協会からお電話させていただくことがあります。

※臨時休園後に施設が再開された場合、[こちらの画面](#)よりご報告ください。

1. 運営状況

運営状況 ※自治体にもご報告ください	☐ 全部休園：全ての保育事業を休止する場合 ☐ 一部休園：一部事業を休止する場合、或いは特定クラスのみ休止の場合 ☐ 登園自粛要請：事業者より登園自粛を要請した場合（その結果として休園になった場合を含む）
休園・登園自粛要請期間	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで
法人名	
保育施設名	
施設住所	北海道
メールアドレス	
メールアドレス（確認用）	
電話番号	- -
担当者名	

「運営状況」については、7 ページの記載内容も併せてご確認の上、ご報告ください。

「運営状況」で選択した運営を行う期間をご入力ください。報告後に期間を変更される場合は、「追加・修正」の報告フォームよりご報告ください。

必要に応じ、協会からお問い合わせさせていただく場合があります。

在籍児童の感染者数をご報告ください。感染者がいない場合は「0」を入力してください。

2. 発症状況

(1) 児童が「感染」した場合

①在籍児童の感染者数	人 ※いない場合は「0」を入力
1人目	枠： 選択してください
	性別： 選択してください
	年齢： 歳児
	発症日： 月 日
	陽性判明日： 月 日
	欠席期間： 月 日から 月 日まで ☐ 自治体・保健所から欠席期間の指示等があった
2人目	枠： 選択してください
	性別： 選択してください
	年齢： 歳児
	発症日： 月 日

感染した児童ごとに状況報告をお願いします。

「従業員枠」「地域枠」の別をご報告ください。

年齢は「実年齢」でご報告ください。

新型コロナウイルス感染症感染の影響による欠席期間のみご報告ください。

5人目	年齢： 歳児
	発症日： 月 日
	陽性判明日： 月 日
	欠席期間： 月 日から 月 日まで
	☐ 自治体・保健所から欠席期間の指示等があった

一度に6人以上の報告が必要な場合は、「①在籍児童の感染者数」欄に「実際の人数」を入力し、再度「追加・修正」より6人目以降の児童の状況をご報告ください。

その際「①在籍児童の感染者数」には「0人」とご入力ください。

例えば、「在籍児童が7人感染した」ことを報告する場合、以下のように報告を行います。

【「新規報告」の画面】

①在籍児童の感染者数	必須	7 人 ※いない場合は「0」を入力
1人目	(全て入力：1人目)	
2人目	(全て入力：2人目)	
3人目	(全て入力：3人目)	
4人目	(全て入力：4人目)	
5人目	(全て入力：5人目)	

【「追加・修正」の画面】

①在籍児童の感染者数	必須	0 人 ※いない場合は「0」を入力
1人目	(全て入力：6人目)	
2人目	(全て入力：7人目)	
3人目	—	
4人目	—	
5人目	—	

このようにして、7人分の状況を報告してください。

②自治体・保健所に休園・登園自粛について相談した **必須**

③自治体・保健所の指示等のもと休園・登園自粛を行う **必須**

○ はい ○ いいえ

選択してください ▼

保健所・地方自治体の判断のもと休園・登園自粛を行う場合は利用者負担額減免臨時給付費の申請が可能です。

(2) 職員が「感染」した場合

①職員の感染者数 **必須**

人 ※いない場合は「0」を入力

職員の感染者数をご報告ください。感染者がいない場合は「0」を入力してください。

職種： 選択してください ▼

性別： 選択してください ▼

年齢： 選択してください ▼

1人目

発症日： 月 日

陽性判明日： 月 日

出勤停止期間： 月 日から 月 日まで

☐ 自治体・保健所から出勤停止期間の指示等があった

感染した職員ごとに状況報告をお願いします。

「職種」をご報告ください。

職種： 選択してください ▼

性別： 選択してください ▼

年齢： 選択してください ▼

2人目

発症日： 月 日

陽性判明日： 月 日

出勤停止期間： 月 日から 月 日まで

☐ 自治体・保健所から出勤停止期間の指示等があった

年齢は「年代別」でご報告ください。

職種： 選択してください ▼

性別： 選択してください ▼

年齢： 選択してください ▼

3人目

発症日： 月 日

陽性判明日： 月 日

出勤停止期間： 月 日から 月 日まで

新型コロナウイルス感染症感染の影響による出勤停止期間のみご報告ください。

■
■
■

■
■
■

5人目	発症日： 月 日
	陽性判明日： 月 日
	出勤停止期間： 月 日から 月 日まで
	☐ 自治体・保健所から出勤停止期間の指示等があった

一度に6人以上の報告が必要な場合は、「①職員の感染者数」欄に「実際の人数」を入力し、再度「追加・修正」より6人目以降の児童の状況をご報告ください。その際「①職員の感染者数」には「0人」とご入力ください。

②自治体・保健所に休園・出勤停止について相談した	☐ はい ☐ いいえ
③自治体・保健所の指示等のもと出勤停止を行う	選択してください

3. 濃厚接触者数

①在籍児童の濃厚接触者数	人 ※いない場合は「0」を入力
②職員の濃厚接触者数	人 ※いない場合は「0」を入力

濃厚接触者の人数も、「在籍児童」「職員」ごとにご報告ください。

4. 添付書類 ※休園（一部休園含む）の場合、休止/再開報告書の提出は必須

①休止報告書	ファイルを選択 選択されていません
②自治体等の根拠資料	ファイルを選択 選択されていません
③自治体への休止届	ファイルを選択 選択されていません

休園・一部休園の場合は、「休止報告書」の提出をお願いします。リンク先より、報告書をダウンロードしてご使用ください。

休止/再開報告書は[こちら](#)。

「自治体からの要請資料」は、当該施設宛、あるいは認可外保育施設宛のものである必要があります。認可保育所の通知等は対象外です。

自治体・保健所が陽性者・濃厚接触者の判断基準を示しており、その結果に応じて陽性者・濃厚接触者の特定を行った場合は、根拠となる通知等（濃厚接触者に該当する旨記入済の濃厚接触者確認フロー等）を添付してください。

確認画面へ

最後に「確認画面へ」を押し、報告内容をご確認ください。確認後、「送信する」を押してください。

入力方法：「追加・修正」の場合

報告済みの新型コロナウイルス感染症による施設の運営状況・発症状況報告の追加・修正が行えます。

【児童及び職員に感染者・濃厚接触者が発生した場合】

自治体・保健所へのご報告も併せてお願いします。必要に応じて、当協会からお電話させていただくことがあります。

※臨時休園後に施設が再開された場合、[こちらの画面](#)よりご報告ください。

1. 運営状況

運営状況 ※自治体にもご報告ください	☐ 全部休園：全ての保育事業を休止する場合 ☐ 一部休園：一部事業を休止する場合、或いは特定クラスのみ休止の場合 ☐ 登園自粛要請：事業者より登園自粛を要請した場合（その結果として休園になった場合を含む） ☐ 変更なし
休園・登園自粛要請期間（変更がある場合のみ）	〃 年 〃 月 〃 日から 〃 年 〃 月 〃 日まで
法人名	
保育施設名	
メールアドレス	
メールアドレス（確認用）	
電話番号（変更がある場合のみ）	〃 - 〃 - 〃
担当者名（変更がある場合のみ）	

2. 発症状況

(1) 【追加】児童が「感染」した場合

①在籍児童の感染者数【追加分のみ】	人 ※いない場合は「0」を入力
1人目	枠： 選択してください ▼
	性別： 選択してください ▼
	年齢： 歳児
	発症日： 月 日
	陽性判明日： 月 日
	欠席期間： 月 日から 月 日まで ☐ 自治体・保健所から欠席期間の指示等があった
	枠： 選択してください ▼ 性別： 選択してください ▼

「運営状況」については、7ページの記載内容も併せてご確認の上、ご報告ください。

報告後に期間を変更される場合のみ、「追加・修正」の報告フォームよりご報告ください。

必要に応じ、協会からお問い合わせさせていただく場合があります。

「新規報告」で報告を行っていない在籍児童の感染者数をご報告ください。

「新規報告」で人数を報告しており、児童の状況を報告していない場合はこちらの人数は「0」を入力してください。

感染者がいない場合も「0」を入力してください。

感染した児童ごとに状況報告をお願いします。入力方法は「新規報告」のページをご参照下さい。

5人目	発症日： 月 日
	陽性判明日： 月 日
	欠席期間： 月 日から 月 日まで
	☐ 自治体・保健所から欠席期間の指示等があった

さらに追加の報告が必要な場合は、再度「追加・修正」より6人目以降の児童の状況をご報告ください。

(2) 【追加】職員が「感染」した場合

①職員の感染症数【追加分のみ】	人 ※いない場合は「0」を入力
1人目	職種： 選択してください
	性別： 選択してください
	年齢： 選択してください
	発症日： 月 日
...	
	出勤停止期間： 月 日から 月 日まで
	☐ 自治体・保健所から出勤停止期間の指示等があった

さらに追加の報告が必要な場合は、再度「追加・修正」より6人目以降の児童の状況をご報告ください。

3. 【追加】在籍児童・職員が「濃厚接触者」となった場合

①在籍児童の【追加の】濃厚接触者数	人 ※いない場合は「0」を入力
②職員の【追加の】濃厚接触者数	人 ※いない場合は「0」を入力

4. 【追加】添付書類 ※休園（一部休園含む）の場合、休止/再開報告書の提出は必須

①休止報告書	ファイルを選択 選択されていません
②自治体等の根拠資料	ファイルを選択 選択されていません
③自治体への休止届	ファイルを選択 選択されていません

休止/再開報告書は[こちら](#)。

「自治体からの要請資料」は、当該施設宛、あるいは認可外保育施設宛のものである必要があります。認可保育所宛の通知等は対象外です。

自治体・保健所が陽性者・濃厚接触者の判断基準を示しており、その結果に応じて陽性者・濃厚接触者の特定を行った場合は、根拠となる通知等（濃厚接触者に該当する旨記入済の濃厚接触者確認フロー等）を添付してください。

「追加・修正」で報告できる人数も「5人まで」です。さらに報告が必要な場合は、改めて「追加・修正」からのご報告をお願いいたします。

「新規報告」で報告を行っていない職員の感染者数をご報告ください。

「新規報告」で人数を報告しており、職員の状況を報告していない場合はこちらの人数は「0」を入力してください。

感染者がいない場合も「0」を入力してください。

感染した児童ごとに状況報告をお願いします。入力方法は「新規報告」のページをご参照下さい。

「新規報告」で報告していない濃厚接触者がいる場合は入力してください。濃厚接触者がいない場合は「0」を入力してください。

最後に「確認画面へ」を押し、報告内容をご確認ください。確認後、「送信する」を押してください。

入力方法：「休園後の再開報告」の場合

新型コロナウイルス感染症による臨時休園後の再開報告

「新型コロナウイルス感染症による状況報告」により、施設の運営状況をご報告いただいた施設は、施設が再開された場合、こちらの画面よりご報告ください。

報告年月日	必須	
再開年月日	必須	
施設名	必須	
設置事業者名	必須	
メール	必須	
メール（確認用）	必須	
電話番号	必須	- -
担当者名	必須	
添付欄	必須	※再開報告書を添付してください https://www.kigyounaihoiku.jp/download/kyushi_saikai_202004 ファイルを選択 選択されていません
備考		

休園後の再開の場合は、「再開報告書」の提出をお願いします。
リンク先より、報告書をダウンロードしてご使用ください。

国から「Withコロナに向けた新たな段階における療養の考え方」が示されました。感染者は減少傾向ですが、今一度、ご自身の体調もご確認いただき、政府から示された「新しい生活様式」に配慮しながら保育を実施いただきますようお願いいたします。また、発熱や倦怠感がある時には、自治体等の方針に従って受診や検査等のご対応をお願いいたします。引き続き、基本的な感染防止の対策や衛生管理等につきましてもご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 子ども相談支援部 相談支援課

電話 0570-550-819

（年末年始を除く平日 9:15～17:15）

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>